

○京都府自治会館管理組合情報公開条例施行規則

(令和5年3月29日規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府自治会館管理組合情報公開条例（令和5年京都府自治会館管理組合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(開示の請求)

第3条 条例第6条第1項に規定する開示の請求は、公文書開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(開示決定等の通知)

第4条 条例第11条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる通知書により行うものとする。

- (1) 開示をする旨の通知 公文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 一部を開示する旨の通知 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 開示しない旨の通知 公文書非開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第11条第3項に規定する通知は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(期限の特例に係る通知)

第5条 条例第12条に規定する通知は、公文書開示決定等の期限の特例通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事案の移送に係る通知)

第6条 条例第13条第1項に規定する通知は、事案移送通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公文書の開示の実施)

第7条 条例第15条に規定する公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 公文書を閲覧するものは、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反するものに対し、公文書の閲覧を中止させることができる。

(電磁的記録の開示の方法)

第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 録音データ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写したものの交付

(2) 録画データ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるもののうち、実施機関が適当と認める方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は視聴

ウ 光ディスク(CD-R又はDVD-R)その他の記録媒体に複写したものの交付

(写しの交付に要する費用)

第9条 条例第16条第2項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	交付する写し	金 額
文書、図画又は写真	複写機により複写したもの（白黒）	10円
	複写機により複写したもの（カラー）	50円
電磁的記録	複写機により複写したもの（白黒）	10円
	複写機により複写したもの（カラー）	50円
	光ディスクに複写したもの	1枚につき100円
	その他の電磁的記録媒体に複写したもの	現に要する額
公文書の写しの送付		郵便料金相当額

注) 1 複写のサイズはA3判以下とする。

2 用紙の両面に複写又は印刷して写しの交付を行う場合は、当該

用紙の片面をそれぞれ1枚として算定する。

様式第1号（第3条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

（実施機関）

様

郵便番号
請求者 住 所
氏 名
（法人その他の団体にあつては、その名称、代表
者の氏名及び事務所若しくは事業所の所在地）
連絡先
（法人その他の団体にあつては、当該開示請求の
担当者の氏名及び連絡先）
電話番号（ ） —

京都府自治会館管理組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の件名 又は内容	
希望する開示の方法	☐ 閲 覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他

※受付	年 月 日	年 月 日
	場 所	
	担 当 課 等	
※備 考		

※印欄は、記入しないでください。

様式第2号（第4条第1項関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり開示することと決定したので、京都府自治会館管理組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の件名			
公文書の開示の 日時及び場所	日 時	年 月 日（ ） 時 分	
	場 所		
担当課等	電話番号（ ） —		
備 考			

- 備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり公文書の一部の開示をすることと決定したので、京都府自治会館管理組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の件名			
公文書の開示の 日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	時 分
	場 所		
公文書の開示を しない部分の概要 及びその理由	概 要	年 月 日 ()	時 分
	理 由	京都府自治会館管理組合情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)	
開示をすることが できるようになる 期日			
担当課等	電話番号 () —		
備 考			

備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都府自治会館管理組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は京都府自治会館管理組合管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり開示をしないことと決定したので、京都府自治会館管理組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の件名	
開示をしない理由	京都府自治会館管理組合情報公開条例第7条第 号に該当 （理由）
開示をすることができるようになる 期日	
担当課等	電話番号（ ） —
備 考	

備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

（教示）

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、京都府自治会館管理組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は京都府自治会館管理組合管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 5 号（第 4 条第 2 項関係）

公文書開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、京都府自治会館管理組合情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり決定期間
を延長したので通知します。

公文書の件名	
当初の開示決定等の期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の開示決定等の 期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号（ ） ー
備 考	

様式第 6 号（第 5 条関係）

公文書開示決定等の期限の特例通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、京都府自治会館管理組合情報公開条例第12条の規定により、次のとおり決定期限の特例を適用したので通知します。

公文書の件名又は内容	
当初の開示決定等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
条例第 12 条を適用する理由	
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
担当課等	電話番号（ ） ー
備 考	

様式第 7 号（第 6 条関係）

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、京都府自治会館管理組合情報公開条例第13条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

公文書の件名又は内容	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
移送前の担当課等	電話番号（ ） —
移送後の実施機関名 及び担当課等	実施機関名 電話番号（ ） —
備 考	

備考 本件開示請求に対する決定等については、移送後の実施機関において行うこととなります。